

品川区住宅耐震化促進協議会運営費補助金交付要綱

制定	平成24年11月13日	要綱第218号
改正	平成27年4月1日	要綱第151号
改正	令和元年5月1日	要綱第270号
改正	令和4年3月9日	要綱第45号

(目的)

第1条 この要綱は、施工相談の体制を整備・強化することにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心なくらしの実現を図ることを目的として設立された品川区耐震化促進協議会（以下「協議会」という。）に対する運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、品川区補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる経費であって、区長が必要と認めるものについて交付する。

- (1) 協議会の管理運営に要する経費
- (2) 区との協定に基づいて協議会が行う次に掲げる活動に要する経費
 - ア 個別訪問
 - イ 住宅に関する施工等の相談会
 - ウ 啓発活動
 - エ その他住環境整備に関する活動
- (3) 協議会会員の技術力向上等を図るための講習会・研修会に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費のうち、区長が適当と認めた額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付について申請する場合にあっては、事業計画が確定した後に、品川区耐震化促進協議会運営費補助金交付申請書（第1号様式）を速やかに区長に提出するものとする。この場合において、同条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他事業の実施内容に関する資料等

(交付の決定)

第5条 区長は、前条の規定により交付の申請を受けたときは、当該申請にかかる書類等の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をし、規則第7条の規定により、その決定の内容およびこれに付した条件を品川区耐震化推進協議会運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(請求書の提出)

第6条 協議会は、前条の規定により通知を受けたときは、区長が指定する期日までに品川区耐震化推進協議会運営費補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 協議会は、会計年度が終了したときは、すみやかに規則第14条による実績報告として、品川区耐震化推進協議会事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績の詳細を記載した報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他の支出を証すべき書面の写し
- (4) 収支および会計処理が適切に行われている旨を会計監事等が証する書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
(補助金額の確定)

第8条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、協議会に交付すべき補助金の額を確定し、品川区耐震化推進協議会運営費補助金交付額確定通知書（第5号様式）により協議会に通知するものとする。

(補助金の使途に関する資料の要求)

第9条 区長は、補助金の使途について必要があると認めるときは、協議会に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は都市環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。